

福島市における宿泊施設の対応について

福島県においては、旅館・ホテル等の宿泊施設においても、宿泊客のみに飲食を提供する場合を除き、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」が支払われます。

以下の事項の全てに該当する場合が協力金の支払対象となりますのでご確認ください。

- ☐ 食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けていること。
- ☐ 要請により、営業時間を午前5時から午後8時までに短縮していること。
(注意) 宿泊客のみに飲食を提供する場合を除き、旅館やホテル等の施設内に常設しているレストランやバー等が対象となりますが、従前から営業時間を午後8時までとしていた場合は対象となりません。
- ☐ 要請により、終日、「酒類の提供」及び「カラオケ設備の利用」を自粛していること。

※ 8月30日（月）までに全ての要請に応じている必要があります。

※ 飲食部門と宿泊分の売上を区別して、飲食部門の売上を申請していただきます。

なお、様々なケースが想定されます。ご不明な点につきましては下記にお問い合わせください。

問い合わせ先

いわき・郡山・福島地区協力金コールセンター 024-521-8562

(受付時間9:00～17:00)